



健康 INFORMATION

市内の
保健センター

- ・米原げんきステーション（米原庁舎 南隣）
- ・山東健康福祉センター（ルッチプラザ内）
- ・伊吹保健センター（伊吹健康プラザ愛らんど内）
- ・近江保健センター（近江庁舎に併設）

関市 健康づくり課（山東庁舎） ☎55-8105 📠55-2406

集団健康診査日程(10月)

実施日	受付時間	会場	基本健康診査	胃がん	大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん	骨粗鬆症	基本健康診査のみを受診する場合の対象地域
10月	9時～10時45分	伊吹保健センター (伊吹健康プラザ愛らんど内)	○	○	○	○	○	○		全地域
		米原げんきステーション	○	○	○	○	○	○		
		山東健康福祉センター (ルッチプラザ内)	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○		
		近江保健センター	○	○	○	○	○	○		

※基本健康診査とは、特定健康診査、後期高齢者健康診査、一般健康診査のことです。
 ※特定健康診査を受診の人は、米原市国民健康保険証をお持ちください。
 ※後期高齢者健康診査を受診の人は、後期高齢者健康保険証をお持ちください。
 ※10日(水)～12日(金)は生後4カ月から就学前までのお子さんの託児ができます。
 実施日の3週間前までに健康づくり課へお申し込みください。

※平成30年度の特定健康診査の受診料は500円です。平成27年～29年度継続して米原市国民健康保険に加入し、3年連続して特定健康診査を受診した人は平成30年度の受診料が無料です。詳しくは保険課(☎52-6922)へお問い合わせください。
 ※各種がん検診は予約制です。受診を希望する人は、健康づくり課へお申し込みください。

9月9日は救急の日 救急医療の適切な利用を!

救急医療は休日や夜間などに発症した病気やけが、急激に症状が悪化した場合などにご利用いただくものです。
 命の危険にある人が適切に治療を受けられるよう、日頃から健康状態を相談できるかかりつけ医をもち、診療時間内の早めの受診を心掛けましょう。

ご利用ください! 今すぐ受診できる医療機関を探せます

救急医療情報ネットしが
滋賀県広域災害・救急医療情報システム



🌐 <http://www.shiga.iryu-navi.jp>

☎0749-63-3799 (自動音声で365日24時間案内します)

ピンクリボン湖北

乳がんについて正しい知識を深めましょう。

日時 10月14日(日)
 啓発プログラム 9時30分～16時
 長浜城ライトアップ 日没～21時30分
会場 セミナーカルチャーセンター臨湖
 (長浜市港町4番9号)
内容 啓発ブース・ステージ、ミニセミナー、マルシェなど

問 ピンクリボン長浜実行委員会
 (市立長浜病院 がん対策推進室内)
 ☎0749-68-2300
 🌐 <http://pinkribbon-nagahama.com/>

9月10日～16日は自殺予防週間

日本では、年間2万人以上が自殺で亡くなっています。
 自殺を防ぐためには、お互いに支え合う地域づくりが大切です。
 まずは声を掛け合うことから始めませんか。

- 滋賀県自殺予防電話相談
☎077-566-4326
(年末年始除く9時～21時)
- 滋賀いのちの電話
☎077-553-7387
(金・土・日曜日10時～22時)

不安や孤独に悩むときは、一人で悩まずご相談ください

健康教室「肺炎についてのさまざまな話題」

予約不要

日時 10月11日(木) 13時30分～
場所 湖北医療サポートセンター(メディアサポ)
 (長浜市宮司町1181-2)

講師 市立長浜病院 呼吸器内科 中川 雅登 先生

問 湖北医師会 ☎0749-65-3600

9月の救急医療

—休日に具合が悪くなったとき—

休日の内科・小児科の救急医療は、当番制で対応しています。受診の際には、健康保険証・お薬手帳・母子健康手帳などをお忘れなく。

医療体制		9/2(日)	9/9(日)	9/16(日)	9/17(月・祝)	9/23(日)	9/24(月・祝)	9/30(日)
第一次医療体制 (比較的軽症なとき)	長浜米原休日急患診療所 (長浜市宮司町1181-2 ☎0749-65-1525) 受付時間 8時30分～11時30分 12時30分～17時30分	○	○	○	○	○	○	○
第二次医療体制 (重症なとき)	診療時間 8時30分～翌朝8時30分	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤
	子どもの場合 上記以外	市民	日赤	市民	日赤	市民	日赤	市民

小児救急電話相談 短縮ダイヤル#8000 ☎077-524-7856

日赤 …長浜赤十字病院
 市民 …市立長浜病院

- 相談日時 平日・土曜日18時～翌朝8時/日曜日・祝日 9時～翌朝8時
- 対象者 県内在住の15歳以下のお子さんとその家族

こどもの救急ホームページ <http://kodomo-qq.jp/>